

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業
事業概要説明書に関する質問・意見への回答

令和7年4月
岡山市

(1) 事業概要説明書への質問・回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1.	5	第1	1	(4)	3) 事業期間	岡山市当新田環境センター第2期長期包括運營業務委託における事業期間の中で、乖離請求期間を業務開始後の1年間（令和8年4月～令和9年3月）に設定するとの理解でよろしいでしょうか。	乖離請求期間を設ける想定としていません。なお、リスク分担表(案)中「入札書類リスク」に基づく請求は、事業期間中随時可能です。
2.	5	第1	1	(4)	4) 事業期間終了時の措置	本市は、事業期間終了後も最長で1年間本件施設を継続して公共の用に供する予定であるとありますが、これは、事業期間終了時の引き渡し条件として「事業終了後も1年間使用できる状態(事業期間内と同様の維持管理条件)とする」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3.	8	第2	2	(1)	1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札公告後に入札資料（入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、各契約書(案)など）に対し、質疑の機会を設定され、その回答があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4.	24	別紙-3			本件事業に係るリスク分担(案) 許認可遅延リスク	「事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの」が事業者負担になっておりますが、帰責事由が事業者にない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が不可抗力によるものであればご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5.	24	別紙-3			本件事業に係るリスク分担(案) 事故の発生リスク	本リスクが事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が不可抗力によるものであればご理解のとおりです。
6.	24	別紙-3			本件事業に係るリスク分担(案) 第三者賠償リスク	「事業者が実施する業務に起因して発生する事故・・・」が事業者負担となっておりますが、事業者が善良な管理者としての善管注意義務を行っていたにも関わらず損害が発生した場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	本件事業のうち、本件業務に関するご質問であればご理解のとおりです。
7.	25	別紙-3			本件事業に係るリスク分担(案) 建設着工遅延	「上記以外の要因によるもの」が事業者負担となっておりますが、事業者の事由によらない天災および第三者の要因によるものは、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8.	25	別紙-3			本件事業に係るリスク分担(案) 工事費増大リスク	「上記以外の要因による工事遅延、・・・」が事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が不可抗力によるものであればご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9.	25	別紙-3			本件事業に係るリスク分担(案) 一般的損害リスク	本リスクが事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にない場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	帰責事由が不可抗力によるものであればご理解のとおりです。
10.	25	別紙-3			本件事業に本件事業に係るリスク分担(案) 既存の施設への影響リスク	「事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことより生じた損害等」が事業者負担となっておりますが、施設の状態を事前に事業者には知らされていない場合、または帰責事由が事業者にない場合は、協議又は免責をされるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、詳細は募集要項でお示ししますが、本件工事の着手前の周辺道路や工作物等の状態の調査を事業者の責任と負担で実施していただくこととなります。
11.	26	別紙-3			本件事業に係るリスク分担(案) 事業終了時の諸手続きに係るリスク	「事業終了時の諸手続き」とは具体的にそのようなものをお考えでしょうか。事業期間終了後も最長で1年間本件施設を継続使用できるということの確認検査との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、募集要項にてお示します。

(2) 事業概要説明書への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
1.						意見なし	

以上